



Vol.141

杜若経営法律事務所 弁護士 岸田鑑彦

休憩時間中の労働について

1 休憩時間中の労働の立証

残業代請求事件において、労働者側や労働者側の弁護士は、休憩時間を「0」としたうえで計算してることがあります。理由としては「休憩時間が取れなかった」「休憩時間中も働くことがあった」というような主張です。

では裁判になった場合、休憩時間中の労働は、誰がどのように立証するのでしょうか。

会社は、就業規則や雇用契約書には休憩が1時間と記載されており休憩を取ることが前提になっているし実際が取れないようなことはなかったと主張し、労働者側は、労働時間（休憩時間）かどうかは就業規則や雇用契約書の記載ではなく、客観的に判断すべきであるという主張がなされます。

基本的に、休憩時間も働いていた（働かざるを得なかった）、だからその分の時間外割増を請求するということなので、労働者側が立証することになるかと思えます。

今回ご紹介する裁判例（M事件・東京地裁令和6年12月19日判決）は、休憩を取ることができなかったという労働者側の主張を否定した事案です。

2 休憩時間に働いていれば労働時間か？

裁判所は、「原告らと被告との雇用契約上、原告らの休憩時間が1勤務日当たり2時間とすることが勤務条件として契約内容となっていた」と認定したうえで、「そうであるにもかかわらず休憩時間がなかったというためには、単に当該労働者が休憩を取らずに業務に従事していたという事実のみでは足りず、休憩時間を取らずに業務をせざるを得ないほどの業務量や勤務形態であったなど、休憩を取らずに中断なく労務の提供をすべきことを使用者から明示又は黙示に義務付けられていたと評価できる場合でなければならないものと解される。」という判断枠組みを示しています。

要するに休憩時間に作業をしていただけでは足りないということです。そして、そうせざるを得ないような業務量や状況かどうか、「中断なく労務提供すべきこと」を義務付けられていたかどうか等を労働者側で立証する必要があるということです。

この事案では、社名の付された被告所有の塵芥車を用いて、古紙や段ボール、一般廃棄物、産業廃棄物、資源物などの収集運搬業務を行っており、①従業員ごとに、勤務時間帯、担当する回収先を定めていたが、担当回収先をどのように回って回収していくか、いつ休憩時間を取るかについては各従業員の裁量に委ねていたこと、②従業員が休憩を取るに当たって、塵芥車内で休憩を取るとも、塵芥車から離れて食事をするなどの形で休憩を取るとも許容されていたこと、③従業員

は、自身の携帯電話を携行して休憩時間に当該携帯電話を私的利用することも許されていたこと、④担当していた回収先に関して、いずれの回収先からも回収時刻が指定されることはなく、自らの設定したルートに従って、回収を行っていたこと、⑤従業員の回収作業中に、携帯電話等によって個別に業務指示をすることはなく、実際に回収作業中に被告から連絡を受けたことはなかったこと、⑥出庫時刻や帰庫時刻に関し、注意や指導をしたことはなく、各従業員がそれぞれの担当回収先から廃棄物の回収を行っていれば問題ないものとして、所定終業時刻を遅れて帰庫してもペナルティを科すこともなかったこと、⑦所定終業時刻よりも早い時刻に帰庫している日が多数存在すること、⑧休憩を取ることができないと苦情を述べたことがなく、組合との7回にわたる団体交渉においても休憩時間の確保については議論に上がったことすらなかったこと等を前提に、休憩時間を十分に取ることができないほどに業務が過密であったとは認め難いと判断しています。

また尋問において原告が「休憩なんかしないで早く帰ろうという、そういうのが原因ですね。」「(休憩を)取れなかったというか、わざわざ遅く帰る必要もないですもんね。取りたくなかった、休憩なんか。」などと供述していたこともあり、休憩時間を削ってまで業務に従事するように明示又は黙示に指示していたと認めるに足りる証拠はないと判断しています。

以上から、原告は2時間の所定休憩時間どおりの休憩を取っていたものと認められました。

このように残業代請求の事案では休憩時間が取れないという主張がよくなされるのですが、上記の判断枠組みのように、「単に当該労働者が休憩を取らずに業務に従事していたという事実のみでは足りず、休憩時間を取らずに業務をせざるを得ないほどの業務量や勤務形態であったなど、休憩を取らずに中断なく労務の提供をすべきことを使用者から明示又は黙示に義務付けられていたと評価できる場合でなければならぬものと解される。」という観点から主張を組み立てること、またこのような判断枠組みを前提にして、通常の労務管理において確実に休憩を取らせるような仕組み作りが必要になるかと思えます。

以上

お電話・メールでご相談お待ちしております。(9:00~17:00)

杜若経営法律事務所 TEL03-6275-0691/FAX03-6275-0692

メールでのお問い合わせは[こちら](#)